

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市建設部 建築指導課	
許 認 可 等 名	仮設建築物の建築許可	
根 拠 法 令	建築基準法	
根 拠 条 項	第85条第5項	
連 絡 先	(電話621-5272)	
審 査 基 準	<p>※仮設建築物の建築許可基準の扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 仮設興行場、博覧会建築物、建て替え期間中の仮設店舗等使用目的が明確であること。 2 期間は1年以内とする。ただし、建て替えのための仮設店舗等については、建築物の工事を施工するために必要と認められる期間とする。 3 当該仮設建築物は安全上、防火上及び衛生上支障がない計画となっていること。 4 法第85条第5項に規定されている適用除外の規定以外の規定に適合していること。 <p>建築基準法 (仮設建築物に対する制限の緩和) 第85条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、1年以内の期間(建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間)を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第12条第1項から第4項まで、第21条から第27条まで、第31条、第34条第2項、第35条の2、第35条の3及び第37条の規定並びに第3章の規定は、適用しない。</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 50日 (休日を含む)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (年 月 日最終変更)